

指定管理施設の管理運営評価表(評価対象年度:令和4年度)

| | |
|-------------|--------------------------|
| 担当部署名 | 企画振興部 飯高地域振興局 地域住民課 |
| 評価対象期間 | 令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月 31日 |
| 評価対象年度指定管理料 | 0 円 |

1.施設の概要等

| | | |
|-------|-------|---|
| 施設の概要 | 名称 | 宮前診療所 |
| | 所在地 | 松阪市飯高町宮前1104番地 |
| | 設置目的 | 市民の健康管理と福祉の増進を図るため、医療法(昭和23年法律第205号)に基づき設置する。 |
| | 設備の概要 | ○敷地面積 589.15㎡ ○施設の内容 鉄骨造2階建 283.9㎡ 待合室、事務所、薬局、診察室、処置室、医師休憩室、看護師休憩室、 検査室、便所、暗室、操作室、レントゲン室 ○建設年月 平成3年3月 |

2.指定管理者の概要等

| | | |
|---|-------------|--|
| 指定管理者 | 名称 | 公益社団法人 松阪地区医師会 |
| | 所在地 | 松阪市白粉町363番地 |
| 指定管理業務の内容 | | |
| 1.診療所は、次に掲げる診療を行う。 (1)診察 (2)健康診断及び健康相談 (3)療養の指導及び相談 (4)薬剤又は治療材料の投与及び支給 (5)処置その他の治療 2.利用料金の徴収に関する業務 3.診療所の土地、建物、附属施設及び設備備品の維持管理、修繕に関する業務 4.上記のほか、診療所の管理運営に関し、市長が必要と認める業務 | | |
| 業務運営実施状況 | 管理業務の実施状況 | ○診療科 :内科 小児科 皮膚科 外科 ○診療日時:月・火・水・金 9時~12時 14時~18時 土 9時~12時 ○往診時間:12時~14時 18時以降 その他、患者のいない時間・緊急を要する時 |
| | サービスの質の向上 | ○インフルエンザを代表とする感染症患者による来院他者への感染予防として車内待機・処置室・検査室・レントゲン室を利用した隔離、ディスプレイの配布、プラスマクラスターの継続使用を行った。 ○スリッパの新規・全面入れ替え、適宜交換、アルコール消毒(1回/週)を行った。 ○敷地内の全面禁煙の実施、継続を行った。 ○市内・市外の関連病院との連携強化を行い、患者対応を行った。 |
| | 施設・設備等の維持管理 | ○医師を衛生管理者とし、患者及び職員の健康保持のため、検診を含め診療所の安全衛生管理を行った。 ○浄化槽の清掃・定期検査を行った。 ○消防設備などの点検・維持管理検査を行った。 ○依然として持続する雨漏りに対して、ビニールシートなどでの対応、漏電に注意した。 (機器損壊、火災等の危険性について当該担当部署にも報告済み) |

| | |
|------|-----------------------------------|
| 指定期間 | 平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日 |
|------|-----------------------------------|

(単位:円)

| | | 事業計画 | 事業収支実績 | | | |
|--------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 事業収支推計 | 収入 | 指定管理料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 診療報酬等 | 70,000,000 | 92,803,655 | 94,817,890 | 94,526,105 |
| | | 計(A) | 70,000,000 | 92,803,655 | 94,817,890 | 94,526,105 |
| | 支出 | 人件費 | 26,100,000 | 16,607,218 | 17,742,214 | 20,575,097 |
| | | 施設管理経費 | 13,320,000 | 13,353,604 | 15,319,766 | 14,912,361 |
| | | 医療経費等 | 30,580,000 | 62,842,833 | 61,755,910 | 59,038,647 |
| | 計(B) | 70,000,000 | 92,803,655 | 94,817,890 | 94,526,105 | |
| 収支差引額(A)-(B) | | 0 | 0 | 0 | 0 | |

3.指定管理者業務運営項目別評価

| 評価項目 | | 指定管理者自己評価 | | 担当部署評価 | |
|-------------|----------------------|-----------|----|--------|----|
| 業務運営項目 | 内容 | 採点 | 判定 | 採点 | 判定 |
| 管理業務の実施状況 | ①施設の目的や基本方針の確立 | 5 | A | 5 | A |
| | ②施設設置目的の達成度 | 5 | | 5 | |
| | ③利用者数 | 5 | | 5 | |
| | ④運営状況 | 5 | | 5 | |
| | ⑤職員の配置状況・勤務実績 | 5 | | 5 | |
| | ⑥意思疎通 | 5 | | 5 | |
| | ⑦各種管理記録等の整備・保管 | 5 | | 5 | |
| | ⑧地域の振興・活性化 | 5 | | 5 | |
| サービスの質の向上 | ①施設利用状況及び利用者数増加への取組み | 4 | A | 4 | A |
| | ②利用者の平等な利用 | 5 | | 5 | |
| | ③適切な情報提供 | 4 | | 4 | |
| | ④利用促進・PR | 5 | | 5 | |
| | ⑤非常時・緊急時の対応 | 5 | | 5 | |
| | ⑥苦情解決体制及び対応 | 5 | | 5 | |
| | ⑦自主事業 | 5 | | 5 | |
| | ⑧利用者アンケートの実施 | 5 | | 5 | |
| 施設・設備等の維持管理 | ①建物・設備の保守点検 | 4 | A | 4 | A |
| | ②備品・什器等の保守点検 | 5 | | 5 | |
| | ③修繕業務 | 4 | | 4 | |
| | ④樹木・植栽等管理業務 | 5 | | 5 | |
| | ⑤清掃業務 | 5 | | 5 | |
| | ⑥鍵管理 | 5 | | 5 | |

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4.総合評価

| 指定管理者自己評価 | 担当部署評価 |
|---|---|
| 【努力した点・成果等】 ○地域のニーズに応えるべく交通弱者、飯南及び飯高地域の僻地在住者に対し、特に訪問診療の充実、在宅看とりなどを積極的に行った。 ○要請に応じ休日・夜間・早朝などの時間外対応も行った。 ○電話・FAX等での緊急受診対応・中核病院への紹介を行った。 ○超音波検査、CBC、CRP等の院内採血検査の施行により、適切な病状評価、救急搬送対応を迅速に行った。 ○小児へのワクチン接種応需、高齢者への(定期・非定期)肺炎球菌・COVID19ワクチン等の積極的な接種対応を行った。 ○内服管理、高齢の患者個別対応の必要性から院外処方導入(患者送迎、一包化によるアドヒアランス向上等)を行った。 | 【評価すべき点】 ○地域住民のニーズを受け止め、住民から信頼される地域医療を目指し努力されている。 ○特に新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチン接種など積極的な対応を行われ、地域住民の安心、安全に寄与された。 |
| 【改善すべき点】 ○現在もなお人事労務管理の煩雑さが際立っており、当診療所管理部署への相談、改善対応への協力をお願いしているが対応だけではない現状がある。精神的苦痛は極めて甚大であるため当該業務を医業と分離し、住民への医療提供が速やかに滞りなくできるようなシステム構築をお願いしたい。 ○雇用可能な人材不足が常にあり、且つ労務管理の煩雑さあり、安定した業務の持続に常に難渋している。今後、本診療所業務継続には、個人責任に帰するような体制でなく、松阪市の系統的かつ強固な支援が不可欠と考える。 | 【指導すべき点】 ○開かれた地域医療を目指し、今後も地道な健診活動をしていただきたい。 |
| 【所属長意見(今後の方向性等)】 これまで地域医療や住民の健康管理の推進に取り組んでこられた実績は大変大きなものであり、地域住民に安心感を与えることによって強い信頼を得られています。 高齢化が進む当地域において、当診療所に対する住民からの期待はますます大きくなってきていることから、令和5年度においても地域診療の拠点となる医療施設としての取り組みに期待します。 また、次期指定管理者に業務をスムーズに引き継いでください。 | |

| 点数 | 採点基準 | |
|----|------|--|
| 5 | 優良 | 協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。 |
| 4 | 良 | 協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。 |
| 3 | 普通 | 協定等で定めた水準のサービスが提供されている。 |
| 2 | やや劣る | 協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。 |
| 1 | 劣る | 協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。 |

| 評価 | 評価の判定基準 |
|----|----------------|
| A | 5が半分以上かつ残りも3以上 |
| B | 全てが3以上 |
| C | 2が含まれる |
| D | 1が含まれる |